

(注) 以下は監査報告の原本に記載された事項を電子化したものであり、
原本は別途保管しております。

産業技術総合研究所

第 10120000-B-20220629-001 号
令和 4 年 6 月 29 日

経済産業大臣
萩生田 光一 殿

国立研究開発法人産業技術総合研究所
監事 中沢 浩志
監事 菊地 正寛

令和 3 事業年度監査報告の提出について

上記の件について、国立研究開発法人産業技術総合研究所監事監査規程
第 23 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり提出いたします。

監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）令和3事業年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）の業務運営、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

この監査報告は、以下のプロセス・方法に基づき、研究所の当該事業年度に係る業務運営、事業報告書、財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）の監査を行い、作成した。

1. 監査計画の策定と監査準備等

令和3事業年度監事監査計画に基づき、理事長、理事、執行役員、領域長、事業組織の所長及び事業所長、監査部門、評価部門等その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び効果的かつ効率的な監査実施に向けた環境の整備に努めた。

研究所の業務運営として重要なコンプライアンス推進、安全管理機能・意識向上、情報セキュリティ対策等、ガバナンスの有効性確保へ向けての推進状況を監事監査上の主たる観点とした。また、当該事業年度は、中長期計画の期間2年目となり、1年目の研究の経営方針に続き、研究所全体の経営方針を策定し、10年にわたる期間の構想を打出し、その中で第5期中長期計画の施策を見直し、研究運営においては中長期計画に則したロードマップを作成した。これらの計画の進捗状況を注視することにした。

2. 職務の執行状況等調査

当該事業年度から経営と執行を分離した体制において、理事会・執行会議とその他重要な会議等に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、理事、執行役員、領域長及び関係部署の管理者、責任者等から職務の執行状況の説明を受けた。また、経営体制の変更については、策定プロセスの進捗状況などの説明を受けた。

3. 監査の実施と通則法に定める書類及び理事長決裁に係る法人文書の調査

研究所の組織における業務の運営、財産の状況等の監査及び経済産業大臣に提出する書類を調査した。また、理事長決裁に係る全ての法人文書及び規程の新設・改正に係る法人文書を調査した。

4. 内部統制システムの整備及び運用状況の調査

役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、研究法又は他の法令に適合することを確保するための体制、その他研究所の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受けた。また、個々の運用状況について監査等を行った部署¹から監査結果の報告を受けた。

5. 会計監査人監査の適正性等調査

当該事業年度に係る事業報告書、財務諸表等を検証するに当たって、事前に会計監査人による監査計画及び重点監査項目の説明及び期中での経過報告を受け、意見交換を実施した。

期末監査の実施時においては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受けた。

会計監査人から会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項²の通知を受けた。

II 監査の結果

1. 研究所の業務が、法令等に従い適正に実施されているか及び中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかについての意見

研究所の業務は、関係諸法令及び研究所業務方法書その他の諸規程等を遵守のうえ、第 5 期中長期計画及び令和 3 年度計画に従い適正に実施され、また、中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されてきたものと認める。

第 5 期中長期計画が変更になり、新型コロナウイルス感染症の対策が社会課

¹ 監査室（内部監査）、総務企画部（個人情報保護に関する監査、法人文書点検）、連携企画部国際室（安全保障輸出管理監査）、セキュリティ・情報化推進部（情報セキュリティ監査）、T I A 推進センター（共用施設監査）

² 同様の事項は、①独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項、②監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項、③会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項をいう。

題の解決に向けて全所的に取り組む研究開発の4つ目の柱として追加され、また、地域イノベーション推進が強化されることになり、その対応も必要になったが、当該事業年度は令和3年度計画を達成し、第5期中長期計画達成に向け着実に進んでいるといえる。しかし、外部からの研究所への期待度及び経営方針等で示された自主的な目標の目線は高くなっており、その実現のための経営のリソース確保と一層の役職員のモチベーション向上について今後十分に注視したい。

当該事業年度における主な取り組みとして、以下の活動があげられる。

(1) 研究所の総合力を活かした社会課題の解決

①社会課題の解決に貢献する戦略的研究開発の推進

国家戦略に基づき社会課題をバックキャストすることにより研究テーマを設定し、融合センター・ラボを設立し領域融合プロジェクトを立ち上げた。エネルギー・環境制約、少子高齢化、国土強靱化、新型コロナウイルス感染症対策の社会課題に対して、9つの融合等テーマに取り組み、領域融合による総合力化の効果もあり、成果が得られた。

②戦略的研究マネジメントの推進

社会課題の解決に貢献するため研究マネジメント体制を整備し、融合センター・ラボの設立・運営を主導し、バックキャストによる研究テーマ抽出の機能強化を図り、取り組むべき研究課題を明確化した。

研究戦略企画部が主導し、研究戦略を打ち出し、中長期のロードマップを作成し、研究テーマのメリハリを利かせ、領域融合、研究DXを推進し、研究所の総合力を活かした潜在能力の最大限の発揮を目指した。

(2) 経済成長・産業競争力の強化に向けた橋渡しの拡充

①産業競争力強化に向けた重点的研究開発の推進

各領域においては、産業競争力強化に資する研究開発に注力した。モビリティエネルギー、電力エネルギー制御、医療システム先端基盤、生物資源利用、人間中心のAI社会実現、サイバーフィジカルシステム、ライフスペース拡大のモビリティ、ナノマテリアル、スマート化学生産、革新材料、情報処理エネルギー効率を向上させるデバイス・回路、データ活用拡大に資する情報通信、変化するニーズに対応する製造、産業利用の地圏評価、ものづくり・サービス高度化を支える計測、バイオ・メディカル・アグリ産業の高度化を支える計測、先端計測・評価などに重点をおいて技術開発を進めて、成果が得られた。

②冠ラボ・OIL等をハブにした複数研究機関・企業との連携・融合

企業との連携推進組織である冠ラボは成果を伴い着実に増えている。今後の企業連携を発展させるに当たっては、同業種複数企業との間の利益相反の問題を解決していく必要が生ずる。大学との連携であるOILは全般的に期待された成果を得ており、前事業年度から当初の期日が到来する中、研究所が求める社会実装、実用化が見えると認められるものが継続となっている。TIA推進センターのスーパークリーンルームは国が進める先端半導体開発拠点として活用されることになり、研究所は内外有力企業との連携を始めた。また、研究所の研究施設・設備を企業等に提供する新制度を開始し、今後の活用が望まれる。

③地域イノベーションの推進

特に、地域センターごとの運営方針で独自性を志向しており、それに対する予算も確保され、今後の成果が見込まれる。なお、研究所の研究者をはじめ人的リソースが限られる中、地域貢献にどう割り当てるかは今後の課題と考える。

④技術移転ベンチャーの創出・支援の強化

当該事業年度は目立った実績には至らなかったが、今後のより実効性の高い仕組みづくりに努めた。研究所全体の取組みとして研究者のモチベーションに資する支援体制を整え、ベンチャー創出が活発化することを期待したい。

⑤マーケティング力の強化

社会課題解決に向け、領域融合の連携テーマ案件を獲得すべく理事長セールスを積極的に進めた。今後、更なる価値ベースでの連携強化が重要であると認識する。翌事業年度には、社会実装本部が創設され、マーケティング機能が抜本的に強化される。

⑥戦略的な知財マネジメント

当該事業年度も緻密な知財計画を実行するとともに、研究者の知財リテラシー向上のための施策を一層強化した。経営計画実行上の重要性に鑑み、従来にも増して知財資産活用を戦略的に活用する体制・意識を強めることが求められる。

⑦広報活動の充実

積極的な情報発信に努め、研究所の社会課題解決の見える化に資するとともに、ホームページを全面的に見直し、多様なステークホルダーに利用しやすくした。今後はその効果の評価に基づいて、一層の強化が望まれる。

(3) イノベーション・エコシステムを支える基盤整備

①長期的視点も踏まえた技術シーズの創出

基盤的技術の開発を狙って、多種多様なデータを収集できるセンシングシステム、量子状態制御基礎技術、バイオものづくりのための製造技術、先進バイオ高度分析、データ連携基盤のような長期的・挑戦的な研究開発について積極的に取り組んだ。

②標準化活動の強化

標準化推進センターが中心となり、研究所全体で領域横断的に標準化活動全般の強化に取り組み、標準化の重要性の浸透に努めてきた。個別テーマについては、パワーデバイス、再生可能エネルギーの主力電源化、デジタルサービス、機能性材料等の再資源化・評価技術、生分解性プラスチック材料等の合成・評価技術、土壤汚染等の評価・措置の試験方法、水素効率的利用のための計量システムの標準化に取り組んだ。今後の一層の推進のためには研究者の意識改革に資する施策が望まれる。

③知的基盤整備と活用促進への取組み

国の「知的基盤整備計画」に沿って、地質調査や計量標準に関する知的基盤整備、活用促進に取り組んだ。個別テーマとしては、ナショナルセンターとしての地質情報整備、地質情報管理と社会への活用促進、計量標準の開発・整備・供給と活用促進、計測技術を活用した適合性評価基盤の構築がある。

④技術経営力強化に資する人材育成

技術経営力の強化に寄与する人材の養成・資質向上・活用促進は研究所が担うべき重要な業務であるとの認識の下、人材育成事業の充実・発展を進めている。イノベーションスクールについては計画通りの人材育成を達成した。デザインスクールについては、研究所の内外で目立った成果も見られており、今後の展開を注目する。

(4) 研究開発成果を最大化する中核的・先駆的な研究所運営

①特定法人としての役割

国家戦略に基づき、世界最高水準の研究成果の創出、普及及び活用を促進し、国家的課題の解決を先導するため、前事業年度の「第5期産総研の研究に関する経営方針」に続き、「第5期産総研の経営方針」、研究戦略を策定し、所内浸透に取り組んだ。

②技術インテリジェンスの強化・蓄積と国家戦略等への貢献

最先端の技術動向把握・技術分析と研究所の研究レベル把握により、研究所の研究戦略策定・実行に資するとともに、積極的に経済産業省や国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）に技術インテリジェンスを提供する体制を整備し、運用しており、企画立案段階から国の研究開発方針等の国家戦略策定に貢献している。

③国の研究開発プロジェクトの推進

国家戦略を実現するための国の研究開発プロジェクト組成に貢献するとともにプロジェクトを牽引する役割を果たした。

④国際的な共同研究開発の推進

ゼロエミッション国際共同研究センターにおいて、国際会議「RD20 (Research and Development 20 for clean energy technologies)」の第3回目の開催を主催し、会議を成功裏に終了させた。

(5) ガバナンスの有効性確保

①コンプライアンスの推進

リスク事案については、毎週開催されるコンプライアンス推進委員会に報告され、対応策を協議、実行している。

内部監査報告については、四半期ごとに理事長へ報告され、また、理事会やコンプライアンス推進委員会にも適宜報告し、モニタリング機能を強化するとともに、領域、本部組織等の長への働き掛けを強め、発見事項への防止策の策定・実施への迅速な対応を求めている。

研修等による職員のコンプライアンス意識の向上、コンプライアンス推進月間の実施による研究所の役職員に向けた各種活動に加え、国立研究開発法人協議会において、コンプライアンス専門部会の部会長・事務局を担い運営を主導し、研究所内外に向けたコンプライアンス意識の向上を図っている。

②安全管理機能・意識の向上と新型コロナウイルス対策

安全管理については、研究所独自の安全管理システム（ESMS）を核に管理体制の強化を進めてきた。法令上の安全規定の遵守はもちろん、一段厳しい研究所の安全管理ルールに基づき、安全確保に努めている。特に、チェック機能については事業所・研究ユニットに加え、環境安全本部等による多重巡視を実施するなど事故の未然防止に注力している。安全管理においては、環境安全本部と事業所・研究ユニットとのコミュニケーションが重要であるので、安全管理のポリシーや考え方を分かり易く研究者や安全担当者に示す努力が続けられることを期待する。

新型コロナウイルス感染症に対しては、対策本部を中心に産業医、関連部署が連携して迅速に対応した。出勤率、接触率による出勤規制も、本部組織、各事業所、地域センターを一体的に管理している。

③情報セキュリティ対策

各研究ユニット、本部組織及び事業所に対する情報セキュリティ監査結果については改善方向にあることが確認された。情報セキュリティ研修は職員レベル別の理解度テストを導入し、セキュリティに関する職員等の意識深化を図った。

各データの機密性レベルや求められるアクセス制限に応じて新たに区分されたネットワークの提供を開始し、同時に高度な診断と迅速な対応が可能な仕組みを構築することにより、セキュリティ確保と利便性を両立させた。

災害及び大規模な情報セキュリティインシデント発生時に対応するための事業継続計画に基づく対応訓練を引き続き実施、復旧体制や手順の確認を実施するとともに、当該事業年度からパンデミックにおけるシステム運用担当者や運営支援事業者の不足・リモート対応に応じた対策も含めた訓練とした。

(6) 人材育成、ダイバーシティ推進

①人材の拡充・育成

「産総研人材マネジメントポリシー」に基づき、各人材のキャリアパス構築に向けた採用・育成・配置・評価等を行った。適材適所の徹底に向けて取り組み、研究職員におけるキャリアゲートの適切な実施、能力評価制度、多面観察（360度観察）の拡大、契約職員報奨金制度等により人材の活性化を推進している。評価やキャリアゲートは浸透には時間がかかると思われ、不断の改善も必要であると考え。採用については、新卒研究職

員の採用におけるテニュアトラック型任期付きを廃止した。今後も経営方針に合わせた柔軟性を注視したい。また、職員の高齢化への対応も進めている。

②ダイバーシティの推進

多様な人材確保、環境の整備という観点から、ワーク・ライフ・バランスの実現、女性職員の活躍推進、外国人研究者の採用・受入・活躍支援、キャリア形成を核にダイバーシティ推進策を進めている。新規採用研究職員における女性研究者の累積比率（第5期中長期計画の期間）は18%以上維持とする目標を上回って推移するとともに、女性管理職の数値目標（第5期中長期計画の期間終了時点で12%以上）を初めて組み込んだ。また、外国人研究者が主体的に会議体に参加し、働きやすい環境の整備に取り組んだ。

（7）研究拠点及び研究施設の整備と効率的な運用

施設整備費補助金により北陸地方に新たな研究拠点を新設する準備を開始した。

また、施設整備計画に基づき、つくばセンターの電力関連設備等の改修及び老朽化が著しい九州センターの倉庫等の解体を行った。

（8）業務の効率化

業務の効率化については、トップダウン・ボトムアップ両方から積極的に推進している。業務改革大会の開催等の施策により各部署での業務改革を促した。

研究所全体として運営費交付金に係る経費の効率化目標（前事業年度比1.36%以上の効率化）を達成するとともに、コロナ禍の状況においても業務を継続できる体制を構築した。

なお、業務フローの見直しと業務システム更新は一体で推進していることは好ましいが、予算・開発体制・必要人員確保等の課題を解決して計画通りに完了することを期待する。

2. 内部統制システムの整備及び運用についての意見

当該事業年度の業務運営における内部統制システムの整備及び運用は適正に実施されているものと認める。

また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

3. 研究所の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4. 財務諸表等についての意見

(1) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、研究所の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

(2) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。

(3) 決算報告書は、予算区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているものと認める。

(4) 会計監査人は、財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、研究所の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める旨の「無限定適正意見³」を付している。会計監査人は、利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているもの、事業報告書（第20期事業年度以降の各事業年度の会計に関する部分に限る。）は、研究所の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているもの、決算報告書は、予算区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているものと認めている。

会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査については、監査の方法及びその内容、会計監査の結果報告は相当であると認める。

5. 事業報告書についての意見

令和3年度事業報告書は、法令に従い研究所の業務の状況を正しく示しているものと認める。

³ 無限定適正意見とは、財務諸表監査等の監査人による監査において表明される意見の一つで、一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って監査を実施した結果として、監査対象となった財務諸表等について虚偽記載等が発見されず、記載内容が妥当であるという相当の心証を得た場合に表明される監査意見をいう。

6. 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
該当事項なし。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

1. 総論

閣議決定等に基づき独立行政法人を対象とした政府及び行政改革実行本部等からの要請（給与水準の適正化、研究所の長の報酬水準、契約の適正化、保有資産の見直し、情報開示及び公益法人等への会費等支出など）に係る措置については、それぞれ適切に対応されているものと認める。

2. 個別事項

（1）給与水準の適正化

研究所の役員の報酬等については、その役員の業績が考慮されなければならないとする通則法第 50 条の 2 の趣旨を踏まえ、理事長の業績反映額は、経済産業大臣の業績評価により、また、その他の役員にあっては経済産業大臣の項目別の業績評価及び業務に対する貢献度を総合的に勘案し決定されており、その報酬水準は妥当であると認める。

また、職員の給与等についても、その職員の勤務成績が考慮されなければならないとする通則法第 50 条の 10 の趣旨を踏まえ、人事院の給与勧告等を考慮して決定するとともに、毎事業年度行う目標設定管理型短期評価による業績評価等を踏まえ決定されており、その給与水準は妥当であると認める。

職員の給与水準の適正化に係る具体的な改善策と数値目標を内容とする取り組みについては、着実に実施されてきたことにより、当該事業年度においては、①事務・技術職員は対国家公務員指数 100.3（前事業年度 99.4）、②研究職員は対国家公務員指数 102.3（前事業年度 102.3）となっている。

（2）理事長の報酬水準

理事長は、研究所の高度で多様な業務を総理し、世界最高水準の研究とその成果の橋渡しをするために、幅広い知識と経験による高いマネジメント能力とリーダーシップを発揮し、牽引することが求められる。

理事長の報酬は、独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）による要請を継続して踏襲し、国家公務員指定職俸給表の事務次官の給与の範囲内としていることから、報酬水準は妥当であると認める。

(3) 契約の適正化（随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況）

研究所に設置している契約監視委員会（令和3年12月22日及び令和4年6月21日開催）において、研究所全体の随意契約の妥当性及び一般競争入札等の契約の点検及び令和3年度調達等合理化計画の実施状況の点検、令和4年度同合理化計画策定の点検並びに特定国立研究開発法人特例随意契約の実施について審議するとともに、必要な情報の提供を求めてきた。

研究所は、ガバナンスの更なる強化に努めており公平性、透明性・競争性の確保の向上への取り組み、適正な検収、不祥事発生の未然防止・再発防止のための取り組みなど、適切な随意契約や一者応札・応募の低減に向けた取り組みを継続しているが、更なる改善に努め、研究者も含め研究所が一丸となり、契約の一層の適正化を推進することを期待する。

(4) 保有資産の見直しについて

不要財産の処分計画については、国庫納付に向けて手続きを進めていた関西センター尼崎支所及びつくばセンター第七事業所船橋サイトの国庫納付が完了した。

また、会計検査院より「有効に利用されていない」旨の指摘を受けた（令和2年10月21日：是正改善の処置要求）、九州センターの未利用土地については、佐賀県への返還が完了し、同じく北海道センターの未利用土地については、国庫納付に向けて土壌調査、不要棟の解体工事の手続きを進めている。

不要財産の処分に関する計画、会計検査院による是正改善の処置要求に対する対応は適切に行われていることを認める。

(5) 研究所の情報開示等について

①研究所の情報開示については、国民の情報へのアクセスを容易にするため研究所のウェブサイトには、①附帯決議等をふまえた総務省通知に基づく情報公開の項目の他、②独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づく公表事項、③独立行政法人通則法に基づく公表事項、④法令、ガイドライン、その他による公表事項に区分し、適時適切に開示していることを認める。

②個人情報（メールアドレス）の流出事故（令和3年10月26日発生）を受け、マニュアルを整備するとともに e-ラーニングを見直し、個人情報流出の未然防止対応を図った。

(6) 公益法人等への会費の支出について

行政改革実行本部において決定された「独立行政法人が支出する会費の見直し」において規定されている、見直しの基本原則及び会費の見直し・点検の趣旨を踏まえ、公益法人等に対する会費の支出の是非を判断しており、また、会費（年10万円未満のものを除く。）を支出した場合は、四半期ごとに支出先、名目・趣旨、金額等の事項を研究所のウェブサイトにおいて公表していることを認める。

IV その他

1. 当該事業年度の研究所ガバナンス体制の改革

新たなガバナンス体制を前事業年度に決めたが、当該事業年度はその実効性確保のための組織改組を進めて、新体制の浸透に努めてきた。研究開発責任者、研究戦略企画部及び運営統括責任者、運営統括企画部を新設し、所全体の全体最適を徹底する運営を支える仕組みとなった。さらに翌事業年度は社会実装本部の設立等マーケティングを強化する体制が計画され、研究所の中長期計画が高いレベルで達成されることが期待される。

2. 情報管理体制及び災害時の研究所運営体制 (BCP)

情報漏洩を防止するための情報管理体制や災害時の研究所運営体制 (BCP) の整備をさらに進める必要がある。

3. 研究所職員の逮捕案件

職員の逮捕という不祥事が前事業年度に続いて起ったことは遺憾であり、今後、かかることが起こらず、本来の研究所の運営を害することのないことが望まれる。

V 監査報告を作成した日

令和4年6月27日

国立研究開発法人産業技術総合研究所

監事 中沢 浩志

監事 菊地 正寛